



地域気候変動適応計画 策定マニュアルについて

平成31年2月14日
気候変動適応関東広域協議会
環境省地球環境局
総務課気候変動適応室

地域気候変動適応計画策定マニュアルの目的

本マニュアルは、入手可能な情報を使って**地域気候変動適応計画**（以下、「地域適応計画」）を**策定・変更する標準的な手順や参考となる情報・考え方を提供**しています。

気候変動適応法第十二条

都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

地域気候変動適応計画

計画策定の 目的・意義

- ・気候変動は長期的に影響を及ぼすため、**中長期的な視点で計画的に対策を進める必要**があります。
- ・多様な気候変動影響に適応するため、**全体で整合のとれた取組を推進**することが求められます。
- ・地域における**優先事項を明らかにし**適応を**効果的かつ効率的に推進**することも重要です。

策定の主体

- ・都道府県及び市町村が、
それ自体**単独**で策定
- ・複数の都道府県及び市
町村が**共同**で策定

対象範囲

- ・原則として策定を行う**都道府県及び市町村の区域**
- ・区域を超えた適応策が必要となる場合は、関係する他の都道府県及び市町村や国等の関係者と十分に連携・協力しながら策定する必要

形式

- ・**独立した計画**
- ・地球温暖化対策実行計画や環境基本計画等**関連する計画の一部**に組み込む

位置づけ

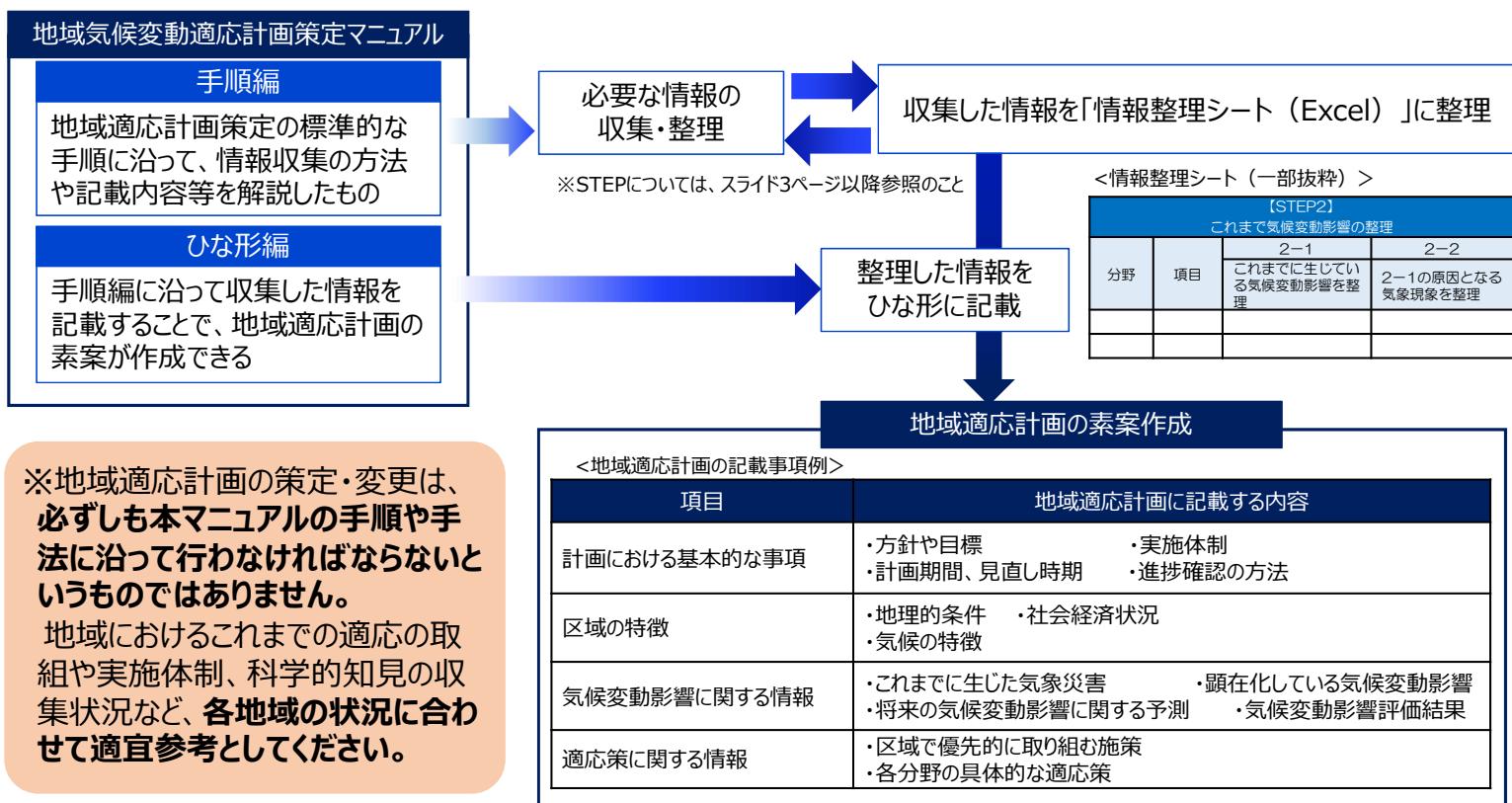
- ・「**適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画**」であることを計画自体に明記するなど、それぞれの状況に応じてしかるべき対応を実施

気候変動影響評価と見直し

- ・気候変動影響等に関する研究の最新知見を収集し、**定期的に気候変動影響評価を実施**。
- ・**気候変動影響評価**に基づいて**地域適応計画を見直し**。

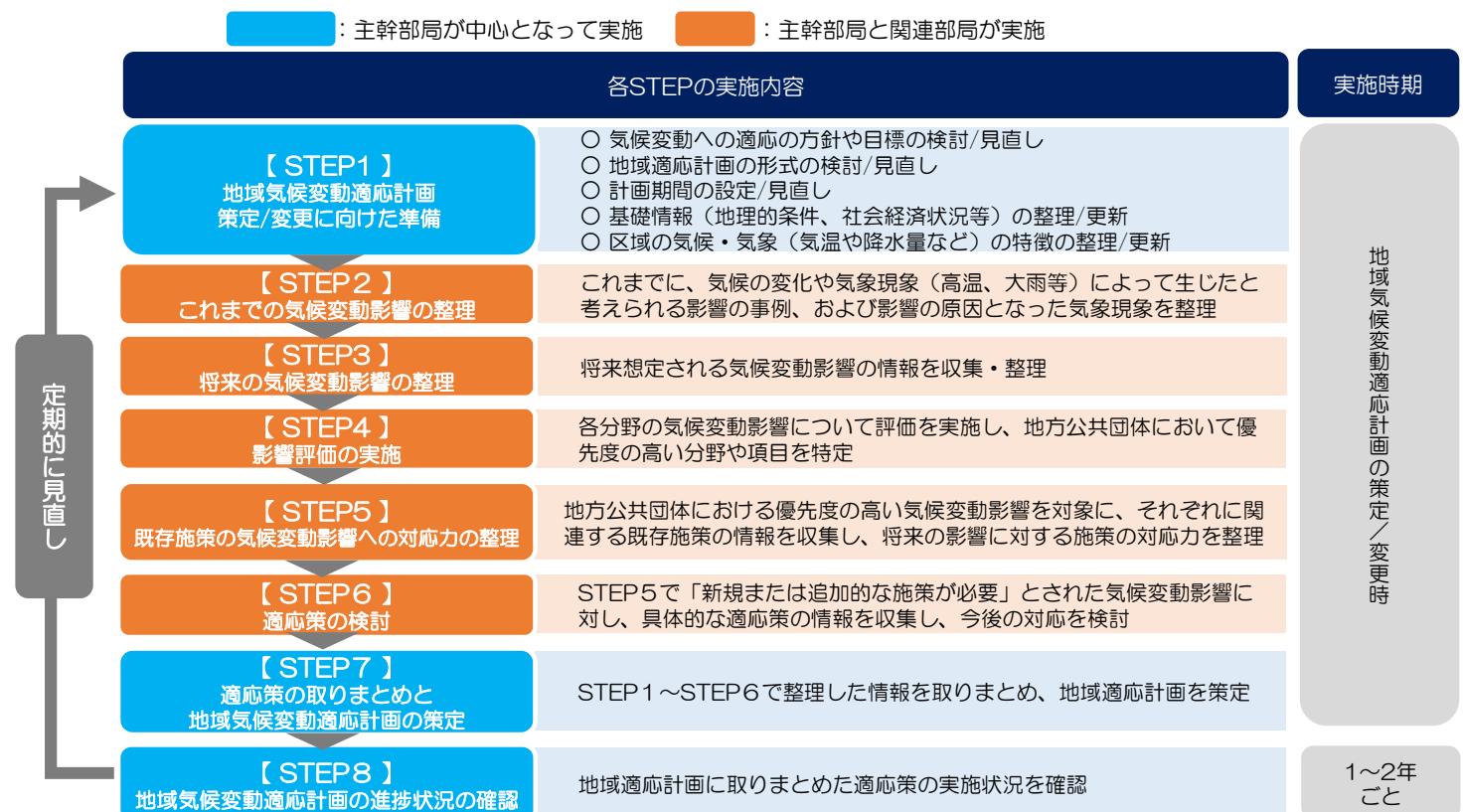
地域適応計画の構成とマニュアルの使い方

「手順編」の各STEPに沿って情報収集や整理。
情報を「ひな形編」に記載することで素案が作成できます。



地域適応計画策定/変更の流れ

地域適応計画策定（変更）の流れを、8つのSTEPに分けて説明しています。



ステージの考え方

入手できる情報に応じて、いくつかのSTEPにおいては 3つ程度のステージに分けて、情報の具体的な収集方法を説明しています。

ステージ1	気候変動影響に関する情報が、一定程度まとまった形式で全国的に公開されていることから、 比較的容易に情報を入手できる国の資料等を活用 して計画を策定します。全国的に懸念されている気候変動影響の中から、特に区域内で影響が大きいと思われるものを中心に記述していきます。
ステージ2	府内の行政資料や計画など、区域内の気候変動影響について、 より詳細な既存情報の活用や 府内の関係部局に情報を問い合わせること で計画を策定します。区域内の特有の影響なども整理し記述します。
ステージ3	区域内で特に懸念されている気候変動影響について、区域内を対象とした 研究論文等の収集や、 地域の大学等に情報を問い合わせること で、区域内の産業や風土に即した計画を策定します。

まずは比較的容易に入手可能な情報を活用して地域適応計画を策定し、計画の変更時により詳細な情報を収集して内容の充実を図るなど、策定/変更時の状況に応じて参考として下さい。

<STEP 2におけるステージごとの手順概要（例）>

STEP	ステージ1	ステージ2	ステージ3
【STEP2】 これまでの気候変動影響の整理	国の報告書や資料を参考に、区域内で生じている影響を整理する。	府内の行政資料や計画から区域内で生じている影響を整理する。または、府内の関係部局及びその管轄下にある試験研究機関に問い合わせる。	大学や研究機関による気候変動影響に関する研究論文等を収集する。